

# Wの改正案について

参考資料5

## 改正の概要

評点の上限を引き上げ、特に労働福祉の状況や防災協定の締結、営業年数等について加点・減点の幅を拡大。法令遵守状況を評価項目に加える一方、自己申告による評価項目(工事安全成績、賃金不払状況)を廃止。経理の信頼性の向上に取り組む企業を評価する観点から、新たに監査の受審状況を評価。研究開発の状況として、新たに研究開発費の金額を評価(会計監査人設置会社に限定)。

現行		改正案		備考
W1:労働福祉の状況	30	W1:労働福祉の状況	45	
雇用保険未加入	-15	雇用保険未加入	-30	・賃金不払件数は自己申告項目のため廃止
健康保険・厚生年金保険の未加入	-15	健康保険・厚生年金保険の未加入	-30	・退職一時金、企業年金は一つの評価項目に統合
賃金不払件数	-15	建退協加入	15	・残った項目について、加点幅・減点幅ともに倍に引き上げる。
建退協加入	7.5	退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	・現行ではW1項目全体での下限が0点となっているが、これを
退職一時金制度の導入	7.5	法定外労災制度への加入	15	撤廃する(保険未加入のマイナスがW全体に影響するように)。
企業年金制度の導入	7.5			
法定外労災制度への加入	7.5			
W2:工事の安全成績	30	W2:建設業の営業年数	60	・上限、下限(5年～35年)は現状のまま、加点幅を引き上げ
W3:建設業の営業年数	30	W3:防災協定締結の有無	15	・評価内容は現状のまま、加点幅を引き上げ
W4:公認会計士等数	10	W4:法令遵守状況	-30	・審査期間内に営業停止処分を受けた場合は-30点、指示処分を受けた場合は-15点。
W5:防災協定締結の有無	3	W5:建設業の経理の状況	30	
		監査の受審状況	20	・会計監査人の設置20点、会計参与の設置10点、社内の経理実務責任者(公認会計士等数の現行加対象有資格者)のチェックリストに基づく自主監査2点。
		公認会計士等数	10	・社内に雇用する公認会計士等の数を評価(現行と同様)
		W6:研究開発の状況	25	・加対象は会計監査人設置会社に限定し、公認会計士協会の指針等で定義された研究開発費の金額を評価
合計	103	合計	175	
廃止項目を除いた合計	73	監査の受審状況と研究開発の状況を除いた合計	130	